

第三者評価 評価結果（児童相談所・一時保護所）

①第三者評価機関名

株式会社経営志援

②施設・事業所情報

運営主体：名古屋市	種別：児童相談所
事業所名：名古屋市西部児童相談所	
代表者名：西部児童相談所所長 栗田 貴志	定員： 25 名
所在地：名古屋市中川区小城町1丁目1番地の20	
TEL： 052-365-3231	
ホームページ： https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-3-3-16-0-0-0-0-0-0.html	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：平成22年 5月 6日	
職員数	常勤職員： 14名 非常勤職員： 9名
専門職員	指導員
	保育士
施設・設備の概要	居室（個室） × 1、 居室（2人部屋） × 4 居室（3人部屋） × 5 居室（幼児） × 1
	職員室、面接室 × 各1
室内運動場、屋外運動場、食堂、浴室（男女×各1）、トイレ、学習室、保健室、幼児遊戯室 厨房（共用）	

③理念・基本方針

【基本的援助理念】

一時保護所は、子どもにとっては24時間生活の場であるが、単にそれだけではなく、その機能から、行動観察、しつけ、教育的要素等を含んだ場であるということが出来る。以下の3つを基本的援助理念として心がける。

(1) 情緒の安定及び健康な心身の維持増進

子どもは危機的状況の中で一時保護されるので、その目的にかかわらず子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図るよう留意する。

(2) 社会性の養成

一時保護所における生活は、子どもにとって、退所後の生活への適応を図るための重なる経験や学習の場でもある。次のような社会性を養成するようにする。

ア. あいさつ、言葉遣い、思いやりの心、基本的マナー、協調性、けじめ

イ. 物を大切にすること、整理整頓の習慣、責任感の増大、自己表現力の向上、自主性の養成

ウ. 自己尊重感や自己肯定感の高揚

(3) 子どもの発達段階や状況に応じた生活援助

一時保護所に保護されている子どもは、年齢は未就学児童から思春期まで、その背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々である。児童養護施設、知的障害児施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等、様々な施設が対象となる子どもや、不安残留の子どもや性的加害児や被害児等も一時保護されている。一時保護所とは、このような子どもが同一の狭い空間の中で集団で生活をする場所である。そして毎日のように入退所があり、子どもの安全確保のために、子どもは自由に外に出ることができない閉鎖された環境で、家族や親しい友だちから引き離された不安定な気持ちを抱えて集団生活をしている。そのために、子どもは寂しさや不安などから、情緒的に不安定になり、それを怒りとして表現したり、それが身体症状や精神症状として出てくる場合がある。

一時保護されている子どもには、一人ひとりの発達段階や状況に応じた適切な援助を確保することが重要である。性被害を受けた子どもには個室を提供し、同性の職員ができるだけ、そばにできるようにする等、生活空間の居心地を向上させるように配慮する。

④施設・事業所の特徴的な取組

・ 遅番対応シフトの新設により、子どもの状況に応じた個別対応や相談対応など行う機会が増え、子どもの心身の安定が図られている。

・ 同一建物内に、18歳未満の子どもに関する相談援助活動を行う「西部児童相談所」が併設されており、必要に応じて児童福祉司、児童心理司、保健師等と連携できる体制を整えている。もれ

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 6月 1日(契約日) ~ 令和 6年 1月 31日(評価決定日) 【令和 5年 11月 1日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

【管理者の役割】

管理者としての役割や責任を明確にし、緊急時の対応や通常業務内で指示、管理が行われている。職員一人ひとりが自覚を持ち主体的に対応する様子が見学時や聞き取りでも感じられ、トップダウンではなく支持する姿勢、職員の主体性を尊重するスタイルで業務管理が行われている。また、スーパーバイズを定期的実施したり、相談しやすい環境を目指し管理者として職員が気持ちよく業務できるよう取り組んでいる。

【職員間、医療機関等との情報共有と連携】

シフト制勤務のため、適切な情報共有に努めている。月2回の係会議、1日2回の申し送り、それらに参加できない場合用に申し送りノート、保育士間では引継ぎノートを活用している。現状、看護師は不在だが、保健師や嘱託医、近隣の医療機関との協力体制を整えている。また、食事面においては栄養士と連携し、栄養バランスや子どもの要望に配慮したメニューを考案するなどして、子どもからも「美味しい」「楽しい」といった感想も多い。

◇改善を求められる点

【事業計画の策定及び目標設定】

一時保護所の特性上、緊急突発的な業務が多く、事業計画を策定しづらい面も考慮できるが、事業計画におけるPDCAサイクルが機能していないため、事業自体の評価、見直しが行われていない点は改善の余地がある。職員の人材確保や人材教育の方向性、一時保護所が目指すビジョン等を明確にし、計画的に取り組むことが望まれる。

【施設内の組織的な取組】

一時保護所内での情報共有の仕組みはあるものの、委員会や係など役割担当を決め取り組むといった組織的な体制づくりは弱いと感じる。職員一人ひとりの支援スキルや経験に頼っている部分が多く、それらをさらに引き出したり他の職員と共有できるような仕組みがあるとともに良い。

【事務作業等の軽減化】

書類や記録等は基本紙ベースでの管理となっており、管理や記入等に関して職員の負担軽減のためにも、PCの増台や記録のICT化などによる事務負担等の軽減化と、軽減した時間を子どもとのかかわり充当することで、さらに質の向上を目指されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

評価をいただいた「管理者の役割」については、職員の個々の主体性を尊重しつつ、危機管理の点や総括が求められる場面では、管理者として責務を自覚し、適切に指示、管理を行えるよう意識して取り組んで行く。また、「職員間、医療機関等との情報共有と連携」については、当施設としても強く意識して取り組んできたところであるので、今後も引き続き円滑な情報共有ができるよう、具体的な工夫や改善を行っていく予定である。

なお、改善が求められる点として挙げていただいた「事務作業等の軽減化」については、当施設でも課題として認識しており、来年度に向けて情報共有ツールの活用や、紙媒体から電子媒体への移行を積極的に行い、事務負担等の軽減に努めて行く所存である。また「事業計画の策定及び目標設定」については、拡大したコロナ感染症対策に追われ、評価、見直しに支障が出ていた状況であるので、今回の指摘を契機として、評価・見直しのサイクルを再構築していくこととした。加えて人材育成の観点からは、計画的な研修の企画、受講を図り、職員間でのスキルに差異が発生しないよう、組織的・計画的な職務能力の向上を目指して行く予定である。

今回初めて第三者評価を受審し、客観的な視点でご指摘をいただいた点を踏まえ、一時保護所の役割や理念を再度組織で共有し、適切な運営に努めていきたいと考えている。

⑧第三者評価結果

別紙の「児童相談所一時保護所第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

児童相談所一時保護所第三者評価結果

※すべての評価細目(59項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

【参考】判断基準について

【a】:適切に実施されている。目安として100点満点中80点以上。

【b】:改善の余地がある。目安として100点満点中20点～79点。

【c】:ほぼ実施できていない。目安として100点満点中19点以下。

【参考】各着眼点の基準について

【○】:できている。

【△】:改善の余地がある。

【空欄】:ほぼできていない、もしくは一時保護所に該当しない。

評価対象Ⅰ 子ども本位の養育・支援

I-1 子どもの権利保障

		自己評価	第三者評価結果
I-1-(1) 権利保障			
I-1-(1) -① 子どもの権利に関する説明			
No. 1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか。	b	a・ ⓑ ・c
1-1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか。 子どもの権利を説明するツールを作成・活用している。 日常生活の中で伝える取組をしている。		△
1-2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか。 職員や第三者に相談ができる具体的な相談先や方法を説明している。		○
<small>〈判断した理由・特記事項等〉 入所時は、同性の職員が受け入れを担当し、一時保護所のルールのほか、苦情や相談があれば職員や担当の児童福祉司、児童心理司等、誰にでも伝えて良いことを説明している。しかし、その他の子どもの権利に関して子どもの年齢や理解度に応じたわかりやすい資料の作成や説明方法等は工夫の余地がある。また、子どもの権利に関する職員の理解向上と説明内容の差異を無くすためにも一時保護所として統一した説明マニュアルの作成を検討されたい。</small>			
I-1-(1) -② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築			
No. 2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか。	b	a・ ⓑ ・c
2-1	子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか？ 子どもが意見等を表明してよいことを分かりやすく説明している。 子どもの意見等を積極的に把握する取組が行われている。 子どもが意見等を言いやすくなるような工夫がされている。 子どもから、意見等が出されている。 子どもが自主的・主体的に提案したり、取組ができる仕組みがある。 苦情解決の体制が整備されている。		△
2-2	子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか。 子どもの意見等があった場合の対応方法が明確になっている。 実際に子どもの意見等が反省された事例がある。		△
<small>〈判断した理由・特記事項等〉 入所時や日常的にいつでも誰にでも意見・相談・苦情等を伝えられること、口では言いづらい場合には意見箱を活用して伝えられることを説明しており、1階と3階の施錠されていない面接室や2階の施錠された面接室に設置している。また、子どもが話しやすい環境づくりとして、一時保護所側から積極的に意見を聴く姿勢、例えば子ども会議の開催や職員との定期的な面談等があると良いと思われる。</small>			
I-1-(2) 子どもに対する説明・合意			
I-1-(2) -① 保護開始に関わる説明・合意			
No. 3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか。	b	a・ ⓑ ・c
3-1	一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか。 保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を子どもに説明している。 一時保護の期間等について、できるだけ具体的な見通しを伝えている。 一時保護所での生活、注意事項を説明している(例、私物の取り扱いなどを丁寧に説明している、子ども同士で個人情報を交換しない等)		△

	リーフレット等のツールを作成・活用している。
	子どもに分かる表現を用いて、具体的に説明をしている。

〈判断した理由・特記事項等〉 一時保護の理由や目的の説明、動機付け等は基本児童福祉司が担当し、一時保護所では生活についてのルールや注意事項を入所時に説明している。夜間の緊急受け入れ時や持ち物や身だしなみなど同意を得ることが難しい場合には、一時保護所として児童福祉司や場合によっては警察等と連携しながら対応している。生活のルールを説明する資料はルビを振り読みやすいものではあるが、イラストや写真など見える化する等してよりわかりやすくする工夫に期待したい。

I-1-(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

No. 4	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか。	b	a・②・c
4-1	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか。 外出、通学、通信、面会、行動等が最小限となるよう、十分に検討されている。 個別処遇を行う場合など、子どもの意に反した対応を行う場合には、保護所の職員だけでなく児童福祉司や児童心理司を含めて、その対応や期間等について検討を行っている。 個別処遇を行う場合には、むやみに長くないよう適宜その必要性について検討を行っている。 子どもの身体の自由を直接的に拘束したり、鍵をかけた個室におくなどはしていない。		△
4-2	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか。 子どもがその制限に不満や不服を言う場合には、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるよう努めている。		
4-3	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか。 制限を行っている場合には、その理由や経過などに関する記録がある。		△
4-4	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限が不要な子どもについて、不要な制限がされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか。 制限などが不要な子どもについては、一時保護所での保護以外の選択肢を含めた検討が行われている。		

〈判断した理由・特記事項等〉 現状、通学に関しては行われていないが、学校の行事等は担当の児童福祉司が付き添いで対応する場合もある。一時保護所では、外泊や近隣の公園や消防署の見学などの外出に関して、子どもの様子や職員体制を考慮して頻繁ではないが行われている。制限は、子どもの安全確保やそのための職員体制が困難であり仕方ないと感じている部分があり、子どもの権利と制限のバランスを考慮しながら児童福祉司と連携のもと取り組まれることに期待したい。

I-1-(4) 被措置児童等虐待防止

No. 5	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか。	b	a・②・c
5-1	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか。 しおり等に、どういう場合に、どこに相談・連絡したらよいのかが記載されている。		○
5-2	万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか。 子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は明確になっている。 子どもの心のケア等が行える体制が構築されている（職員配置、関係機関連携等） 事例がある場合は、適切な対応が行われていた（心のケア、調査、再発防止等）		○
5-3	被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか。 職員研修等が実施されている。 虐待防止のための組織運営面での取組が行われている。		△

〈判断した理由・特記事項等〉 何か困ったことがある際は、いつでも誰にでも相談できることを入所のおしりや面接時に伝えている。万が一、子どもの権利が侵害された場合には、業務の手引きや西部児童相談所一時保護マニュアルに基づき対応することが明確となっている。虐待防止に関する職員研修は、児童相談所全体として行われているが、一時保護所内の組織的な活動や研修は行われていない。虐待等の権利侵害は社会的な問題でもあり、常に意識を持って取り組めるよう一時保護所内での取組強化に期待したい。

I-1-(5) 子ども同士の暴力等の防止

No. 6	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか。	a	a・②・c
6-1	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか。 しおり等に、どういう場合に、どう対応したらよいのかが記載されている。		○
6-2	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか。 子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっている。		○
6-3	子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか。 職員研修等が実施されている。		△

子ども同士での権利侵害防止のための組織運営面での取組が行われている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 子ども同士のトラブルの際は、子ども同士で相談しても解決できないためすぐにその場で伝えることを伝えている。また、他の子どもに触らないことも注意している。万が一トラブルの際は、職員同士や担当の児童福祉司との連携、休日・夜間等職員が少ない時間帯の対応などのマニュアルに基づき対応している。一時保護所内では、死角を作らない、朝夕の引継ぎでの報告、係会議での対応策の検討など、再発防止に努めている。子ども同士が権利侵害について自らの意見を出せるような機会を設けられたい。</p>		
I-1-(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮		
I-1-(6) -① 思想や信教の自由の保障		
No. 7	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか。	b ①・b・c
7-1	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか。 特別な配慮を必要とするかの把握を行う仕組みがある。 特別な配慮を必要とする子どもの受入れについて、どのような対応を行うかが検討されている。 特別な配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、適切な対応が行われている。	○
<p><判断した理由・特記事項等> 食習慣については、外部委託している厨房と連携し、柔軟に対応している。爪が切れない場合には、安全を考慮して運動を制限するなど配慮している。日課についてもできるだけ配慮しており、必要に応じて担当の児童福祉司と相談して対応している。</p>		
I-1-(6) -② 性的なアイデンティティへの配慮		
No. 8	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか。	b a・②・c
8-1	性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか。 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受入れについて、どのような対応を行うかが検討されている。(居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他児との関係性) 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、子どもの意向に沿った対応が行われている。	△
<p><判断した理由・特記事項等> 入所時の面接で把握した場合には個室にて対応できるよう配慮しているが、一時保護所全体で見た場合、個室が少ない、共同のお風呂やトイレ等、ハード面では配慮が困難であると感じる。職員は、居室変更や個浴対応など配慮に努めているが、何かしらの改善が必要と思われる。また、LGBTQや多様性について、職員だけでなく子どもも理解できるような取組に期待したい。</p>		

I-2 養育・支援の基本

		自己評価	第三者評価結果
I-2-(1) 子どもとの関わり			
I-2-(1) -① 安全感・安心感を与えるケア			
No. 9	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか。	a	a・③・c
9-1	一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか。 子どもの状況を踏まえ、一時保護所以外での保護を行う選択肢を含めて、適切な保護の方法を検討している。 緊急保護後、一時保護所での保護がなされない場合には、医療機関や他施設等への一時保護委託への変更を検討し、子どもに適した環境の確保に努めている。 保護を行ううえで、本人や他の子どもへの対応等において留意すべき事項が明確になっており、子どもの安全を確保するための必要な対策がとられている。		
9-2	子どもへの接し方、対応は適切であるか。 すべての子どもに対して、公平に接している。 子どもに対して、上から目線ではなく、水平目線で接している。 不適切な言葉づかいや態度をとっていない(威圧的、命令、横柄な対応、表情、しぐさ等)。 子どもの呼称には敬称をつけている。 集団の規律を一律に押し付ける等の管理のしやすさより、子どもの生活のしやすさ(自由や家庭的な雰囲気)を大切にしている。 異性の職員が関わる際には、個室で2人にならない、適切な距離を保つなど、十分に配慮して対応している。		△
9-3	子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか。 子どもにとって安心できる距離で関わっている。 「子ども自身がここでは守られて安心できる」と感じられるよう配慮している(職員が常に見える場所にいる、いつでも子どもが職員に話しかけられる状態とする、適切に目配りする等)。 気持ちが不安定な子どもには、子どもが愛着を感じる、安心感につながるものを手元に置くなどの配慮を行っている。		○
9-4	全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか。 子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解している。		○

	子どもの大人に対する怒りを受け止める対応を行っている。		
	子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感・受け止められたと実感できるように傾聴している。		
9-5	プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか。		○
	プライバシーの配慮に関する職員研修等の取組みが行われている。		
	子どものケアにおいて、プライバシーに配慮した対応が行われている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 児童相談所の研修で子どものかかわり方の基本について学ぶ機会がある。小学生以下は下の名前に「さん」「くん」を付け、中学生以上は苗字に「さん」「くん」付けで呼ぶこととしているが、統一はできていない。子どもが安心感を持てるよう距離感に配慮したり、子どものペースに合わせて声をかけたり、一人ひとりの子どもに応じたやり方でかかわるよう努めている。西部児童相談所一時保護所として、子どもの健全な将来のため「ダメなことはダメ」と叱って指導することも意識している。</p>			
I-2-(1) -② エンパワメントにつながるケア			
No. 10	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか。	b	a・ ⑥ ・c
10-1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか。		△
	全体に対して伝えている。		
	個々の子どもに伝えている。		
10-2	表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか。		△
	子どもが主体的に活動できる場面をつくらせている。		
	子どもが自ら意見や要望等を伝え、それに応える機会をつくらせている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 職員によってやり方は違うが、子どもとのかかわりの中で必要に応じて声をかけたり伝えている。指導を行う際にも「大切な存在であるが故、必要な指導を行っている」ことを説明している。日記からは子どもの想いを受け止め承認する姿勢も見られた。音楽や美術等の創作活動、体を動かす運動など、自己表現ができる機会があり、今年度は建物内で夏祭りを開催し、法被を着てお祭りの雰囲気を楽しんだり、子どもたちが紙芝居を見たりお店の店員やお客として参加して楽しむことができた。ホームルームでのみんなの目標や報告のやり方については、子どもの主体性を考慮し子ども自身の発信でできるよう検討されたい。</p>			
I-2-(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮			
No. 11	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか。	a	① ・b・c
11-1	子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか。		○
	子どもからの生活歴の聞き取りを行うにあたっては、誰がいつ、どのように行うか等を検討したうえで実施している。		
	子どもからの聴取は、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答え、自発的な話の聞き取りによって進められている。		
	警察からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている。		
	聞き取りを行う職員が、必要な技法を習得している。		
	職員が聞き取りの技法を学ぶ機会を提供している。		
11-2	子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか。		○
	子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有する場合には、その旨を子どもに説明している。		
<p><判断した理由・特記事項等> 子ども在生活歴については基本担当の児童福祉司が聞き取りを行っており、一時保護所の職員が聞いた場合には、担当の児童福祉司に話すことを説明して伝えている。一時保護所として積極的に聞き取りするのではなく、子ども本人が話したい時に聞く姿勢を取っている。子どもが話しやすいよう、面接室や居室等プライバシーに配慮しながら対応している。</p>			

評価対象Ⅱ 一時保護所の環境及び体制整備

Ⅱ-1 適切な施設・環境整備

		自己評価	第三者評価結果
I-1-(1) 設備運営基準の遵守			
No. 12	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか。	c	a・ ⑥ ・c
12-1	子どもの保護ができる場が用意できているか。		△
	定員を超えた受入れを行う場合、居室以外でも安全な場所で寝起きさせている。		
12-2	開放的環境における対応が可能となっているか。		△
	一時保護所内での開放的環境が確保されている。		
	子どもの状況に応じ、一時保護委託等の検討が行われている。		
12-3	一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか。		△

	一人あたりの居室面積が基準以上となっている。		
	居室定員の上限を超えていない。		
	子どもの年齢に応じ、男子と女子の居室が分かれている。		
12-4	プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか。		
	居室において、プライバシーへの配慮の工夫がされている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 建物の構造上の問題もあり、一人部屋の確保、集団生活に慣れない子どもへの個室提供や同一フロアにおける男女の居室環境も改善すべき点があり、プライバシーをどのように確保するかが大きな課題といえる。また近年は、定員が満床になることが常態化しており、居室の確保も同時に課題となっており、職員が何とかやりくりしている状況が窺える。</p>			
I-1-(2) 個別性の尊重			
No. 13	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか。	b	a・ b ・c
13-1	個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか。		△
	子ども自身が自由に過ごし方を決められる時間や環境が確保されている。		
	保護所における生活上のルールは、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限の内容となっており、子どもの個別性が尊重されるよう検討されている。		
	私服の着用が難しい場合には、子どもが理解・納得するよう説明している。		
	頭髪の色を変えさせる場合には、子どもの同意を得ている。		
13-2	必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか。		△
	できるだけ個室で生活できるよう調整している。		
<p><判断した理由・特記事項等> 頭髪、私服などできる限り無理強いせず、個別性を尊重しているが、施設の方針として集団生活の中では日課やルールを守らせることも重要視している。個室を必要とする子どもには個室対応ができるよう配慮しているが、その影響で他の子どもに負担を強いることも発生しており、ハード的な課題も残っている。</p>			
I-1-(3) 生活環境の整備			
No. 14	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか。	b	a・ b ・c
14-1	安心して生活できる環境が確保されているか。		○
	外部からの視線に対する配慮が行われている。		
14-2	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか。		△
	毎日清掃している。		
	汚れが目立ったときに、美化に務めている。		
	定期的に害虫駆除等の対策をしている。		
	音、気温、湿度、におい等環境面の評価を定期的に行っている。		
	不適切な点があった時に改善している。		
14-3	家庭的な環境となるような工夫がされているか。		△
	身体的にリラックスできる空間や設備がある。		
	みんなが集まるリビングがある。		
14-4	生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか。		△
	生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されている。		
14-5	必要な修繕等が行われているか。		△
	壁の破損、窓の破損など危険箇所がない。		
	破損した場合、できるだけ早期に修繕できる体制・予算が確保されている。		
14-6	生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか。		△
	閉塞感がない。		
	植栽等を利用して景色に配慮している。		
<p><判断した理由・特記事項等> 子どもが食事や学習をする食堂で集まっているが、空間と子どもの数を考えると少し狭い印象である。子どもからの意見を聴く機会として意見箱も設置しており、生活環境の向上に努めている。また掃除については、当番制で毎日実施しており、美化に努めている。施設内の修繕は、予算の範囲内で職員で対応できることは適宜行っているが、大規模な修繕などは予算次第で対応することとなっている。</p>			

II-2 管理者の責務

		自己評価	第三者評価結果
No. 15	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか。	a	②・b・c
15-1	管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか。 管理者の役割と責任が明確になっている。 管理者の役割と責任が、職員に周知されている。 職員との信頼関係ができています。		○
15-2	管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか。 一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている。 リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている。		○
15-3	スーパーバイズができていますか。 管理者が、相談支援担当と同程度以上のSV研修を受けている。 管理者によるSVが行われている。 管理者によるSVを行う仕組みがある。		○
<p><判断した理由・特記事項等> 緊急対応や通常業務の中で、管理者としての指示、管理を遂行している。職員の業務管理については、職員一人ひとりが自覚をもち主体的対応をしている様子が窺え、管理者はスーパーバイズを定期的実施するなど、管理者として職員が気持ちよく業務に対応してもらえるよう職場環境に配慮している。</p>			

II-3 適切な職員体制

		自己評価	第三者評価結果
II-3-(1) 設備運営基準の遵守			
No. 16	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか。	b	a・②・c
16-1	受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか。 児童養護施設について定める設備運営基準以上の職員配置がされている。 定員数等に応じた、職員数が確保されている。 保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が配置されている。 各時間帯に必要な職員が配置されている。		○
<p><判断した理由・特記事項等> 運営基準に基づく職員配置は満たされている。ただ、実際の業務量に対して十分な職員数が足りているかという視点では課題が残る。職員の人材不足という課題に対して採用活動も実施しているものの、特に会計年度任用職員の採用については、近年の求人難もあり難しい状況が続いている。</p>			
II-3-(2) 職員の適正配置			
No. 17	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか。	b	a・②・c
17-1	各職種の役割や権限、責任が明確になっているか。 直接処遇職員と間接処遇職員（調理員など）の役割が明確されている。 保健師・看護師の役割が明確にされている。 心理療法担当職員・学習支援員の役割が明確にされている。		△
17-2	専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか。 職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性をもっている。 子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等を受けている。 SVが可能な専門的知識と技術を有する職員が配置されている（経験としてケアワークと相談援助または心理支援の両方の経験、また専門的知識としては社会福祉士・臨床心理士の有資格者）。		△
17-3	相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか。 児童福祉司、児童心理司を含め、職員間での相談援助の内容について、情報共有を行うしくみがある。 適切にスーパービジョンがなされている。 相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報共有が適切になされている。		△

＜判断した理由・特記事項等＞各専門職の役割や責任については、運営方針に記載されている。専門教育の点では研修受講も可能になっているが、職員一人ひとりが研修時間をどう確保するかは、個人差があり課題としている。専門職員間の情報共有、連携は図られているものの、職員からは更なる連携や情報共有が必要であるとの意見も多い。

II-3-(3) 情報管理

No. 18	情報管理が適切に行われているか。	a	a・ ⑥ ・c
18-1	個人情報が適切に取り扱われているか。 個人情報に関わる書類が放置されていない。 個人情報に関わる書類の作成中などに、職員が離席する場合には、書類を隠すなどの配慮が行えている。 職員室内のホワイトボードに個人情報を記載している場合には、職員室の外から見えない場所に設置している。 個人情報に関わる書類は、日常的に鍵のかかる場所に保管されている。 個人情報の取扱いに関するマニュアル等がある。		△
18-2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか。 個人情報以外の重要性、機密性の高い情報について、職員が認識できている。 重要性、機密性の高い情報について、個人情報と同様に必要な管理・配慮が行えている。		○
18-3	書類や記録等が適切に管理・更新されているか。 書類や記録等が適切に管理されている。 書類や記録等は、必要に応じて適切に更新されている。		△
18-4	子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか。 子どもに関する情報を外部機関と共有する場合には、子どもや保護者の同意が得られている。		
18-5	情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか。 個人情報等の情報管理に関するマニュアル等が策定されている。 個人情報等の情報管理について、職員研修等の取組みが実施されている。		○

＜判断した理由・特記事項等＞子どもの入所状況などは、職員室のホワイトボードに一覧が記載されている。また、プライバシーに配慮が必要な受診、服薬などの情報に関しては部外者には見えないよう目隠しをしている。書類や記録に関しては、紙ベースの管理になっており、今後PCの導入などデジタル化して記録のICT化や職員の事務負担軽減について検討されたい。情報管理に関するマニュアル整備や研修は、整備・実施されている。

II-3-(4) 職員の専門性向上の取組

No. 19	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか。	b	a・ ⑥ ・c
19-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか。 児童福祉法の目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即したテーマの研修等が実施されている。		△
19-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか。 計画的な研修が行われている（単発での研修となっていない） 研修の計画は、養育・支援の質の向上のために設定した目標や事業計画との整合性がとられている。 所内研修の他、派遣研修も実施されている（派遣研修のための予算が確保されている） 研修で現場を離れる職員がいてもシフトが回せるような体制がとられている。		△
19-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されている。 職員ごとの目標設定や育成計画が策定されている。 職員のレベルに応じた達成水準が定められている。 個人ごとの「研修実績ファイル」がつくられ、研修歴がわかるようになっている。		
19-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか。 OJTの意識的に行っている。 新任・転任者に重点的にOJTを行う職員を決めるなどの工夫がなされている。		△

＜判断した理由・特記事項等＞職員の専門性向上に向けた研修に関して、子どもの権利養護や面談スキルなどの研修が共有ボードに周知されているものの、研修の受講については個人差があり、計画的な実施などに向けた取組に今後は期待したい。一方、保育士など一部の専門職では、保育士マニュアルの策定や専門教育のOJTも行っており、今後このような取組が一時保護所全体に広がるような工夫を検討されたい。

No. 20	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか。	a	①・b・c
20-1	職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか。 申し送りや申し送りノートの活用など、日々の情報共有を行う仕組みがある。 職員間で情報共有するための、定期的な会議開催などの仕組みがある。 申し送りや会議などは、できるだけ多くの職員が参加できるよう、時間帯や所要時間などに配慮されている。		○
20-2	職員間で共有・引継する情報の内容は適切か。 情報共有の仕組みにおいて、共有・引継する情報が明確になっている。 必要な情報が共有されている。		○
<p><判断した理由・特記事項等> 月に2回の係会議、毎日2回の申し送りを実施し、職員間の情報共有に務めている。また申し送りに参加できない場合、申し送りノートで確認できるようになっている。保育士間においては、日々の情報共有を目的として別途、引継ぎノートを作成し業務内容の確認に活用している。</p>			
II-3-(5) 児童福祉司との連携			
No. 21	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか。	a	①・b・c
21-1	一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか。 一時保護所は、付設または一定範囲内に設置されている。		○
21-2	入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか。 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、他各部門との情報共有を行う仕組みがある。 追加確認等が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められる仕組みがある。		○
<p><判断した理由・特記事項等> 児童福祉司との連携は、同一建物内にあることから頻りに連絡をとって連携することができている。入所後1カ月後には、保護所職員、児童心理司、児童福祉司等と情報共有、入退所時は受理会議等、日々連携を取りながら子どもの観察、支援を行っている。</p>			
II-3-(6) 職場環境			
No. 22	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか。	b	a・①・c
22-1	適正な就業状況が確保されているか。 労務管理体制が構築されている。 時間外労働や休暇取得などが適切に行われている。		△
22-2	職員が働きやすい職場環境づくりの取組がなされているか。 メンタルヘルスに関する取組が行われている。 ハラスメントの防止策・対応策などの取組が行われている。 希望があれば、職員が相談できる体制がある。		○
<p><判断した理由・特記事項等> 4週7休プラス年次有給休暇の取得、5連動にならないようなシフト作成を心がけているが、勤務変更が多く、緊急突発的な勤務への対応、休憩の取得などが労務管理上の課題として残る。一方、働きやすい職場環境への取組として職員間、管理職と職員間で話しやすい、相談しやすい環境を目指している取組には今後さらに期待したい。</p>			

II-4 関係機関との連携

		自己評価	第三者評価結果
II-4-(1) 医療機関との連携			
No. 23	医療機関との連携が適切に行われているか。	a	①・b・c
23-1	必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか。 子どもの健康管理において、医療機関が必要な場面でかかわっている。 治療的ケアを必要とする場合に、医療機関からの協力を得られている。		○
23-2	子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか。 医療的な面での支援等が必要な子どもについて、医療機関がかかわるチームケアの体制が構築されている。 必要性を感じた職員が必要なときに「提案」できる仕組みがある。		△

<判断した理由・特記事項等> 運営指針の中で「子どもの健康管理」という項目があり、連携している医療機関が記載されている。入所時の健診は、主治医、もしくは近隣の医療機関に依頼している。児童福祉司、看護師との連携などチームケアの体制もできる範囲内で協力体制が構築されている。

II-4-(2) 警察署との連携

No. 24	警察署との連携が適切に行われているか。		a ・ b ・ c
24-1	子どもに対し、警察が面接などを行う場合には、可能な限り協力しているか。 子どもが拒んだ場合に、子どものアドボケイトを行っている。		
<判断した理由・特記事項等>			

評価対象Ⅲ 一時保護所の運営

Ⅲ-1 一時保護の目的

	自己評価	第三者評価結果
No. 25	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか。	a ・ (b) ・ c
25-1	理念・基本方針が職員に周知されているか。 掲示や配布等により、理念・基本方針の職員への周知が図られている。	○
25-2	一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか。 理念・基本方針が策定されている。 理念・基本方針の内容は、一時保護の目的に合致したものとなっている。	○
<判断した理由・特記事項等> 児童相談所運営指針に基づく一時保護所としての業務の手引きの中で、理念・基本方針が示され、配布している。またその内容についても、一時保護の役割として「緊急保護」、「行動観察」、「短期入所指導」を掲げている。課題としては、周知はしているものの職員の理解を深めるための徹底性に欠けることも職員アンケートから散見でき、今後の理解増進に期待したい。		

Ⅲ-2 一時保護所の運営計画等の策定

	自己評価	第三者評価結果
No. 26	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか。	b a ・ b ・ (c)
26-1	事業計画が策定されているか。 活動・行事などが組み込まれた事業計画が策定されている。 事業計画には、活動・行事以外にも、必要な事業内容が具体的に示されている。	△
26-2	事業計画に基づく取組が実施されている。 事業計画に基づき、取組が実施されている。	
26-3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか。 事業計画の策定と評価、見直しなどの手順が明確になっている。 目標の達成状況や事業計画の実施状況について評価を行っている。 評価を行いやすいように、できる限り数量化を行うなどの工夫が行われている。	
26-4	策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか。 事業計画に、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがある。	
<判断した理由・特記事項等> 年度単位の事業計画は策定していない。業務の性格上、緊急突発的な業務も多いことから、計画を策定しづらい面も考慮できるが、事業計画のPDCAサイクルが機能していないため、事業の評価、見直しなどが実施できていない点は、課題として今後の検討事案になる。例えば、今後公募の活用による職員の人材確保や人材教育の方向性など、ビジョンを職員に見せることも検討してみてもどうかと考える。		

Ⅲ-3 一時保護所の在り方

	自己評価	第三者評価結果
No. 27	緊急保護は、適切に行われているか。	a ・ b ・ c
27-1	閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか。 子どもの身体状況を把握するための健康診断が速やかに行われている。 必要に応じて、専門医の診察を受診させている。	

	緊急保護後、必要な調査等が速やかに行われている。	
	閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう、必要な検討・判断を行うための検討体制や視点、手続き等が明確になっている。	
	閉鎖的環境で生活させる際の手続きは公正に行われている。	
27-2	緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか。	
	子どもに対して必要な説明が行われている。	
	子どもに対してわかりやすく伝える工夫がされている。	
〈判断した理由・特記事項等〉		

Ⅲ-4 一時保護所における保護の内容

		自己評価	第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 生活面のケア			
No. 28	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか。	a	①・b・c
28-1	個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面で生活面のケアを行っているか。		○
	子どもの状況に応じ、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等、必要な生活面でのケアが行われている。		
	健康維持を第一に行っている（例、歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない）		
	幼児に対する保育は、情緒の安定や基本的な生活習慣の習得に十分配慮している。		
	精神的も不安定な場合、心理的ケアが行われている。		
28-2	日課構成は適切か。		○
	子どもの状況に応じた、日課が構成されている。		
	入浴の回数は適切である。		
	子どもが落ち着いて生活できるよう、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている。		
28-3	一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか。		○
	掃除や洗濯、配膳・下膳、食器を洗うなど、子どもができることには子ども自身がやれるように工夫されている。		
〈判断した理由・特記事項等〉 名古屋市作成の日課に基づき生活面の支援を行っている。最後の入浴者が浴室の掃除をしたり、居室や体育室、共有ルームなどは当番制もしくは全員で掃除を行うなど生活習慣の取得に向けた支援が行われている。ホームルームでは、子ども全体に必要なことを伝えたり、子どもの目標を毎週聞き取りしている。職員体制を見直し、遅番対応のシフトを増やしたことで子どもの状況に応じて個別に対応できることも増えている。			
Ⅲ-4-(2) レクリエーション			
No. 29	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか。	a	①・b・c
29-1	レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか。		○
	レクリエーションを実施するためのスペース、道具、設備等が整備されている。		
29-2	子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか。		○
	子どもの年齢や希望に応じ、子どもが選択できるような工夫が行われている。		
	一時保護所内での実施可能な多様なプログラムが提供されている。		
29-3	必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか。		△
	野外活動等が行われている。		
	野外活動等を行う場合に想定される事故等のリスクについて、その防止のための取組・工夫が行われている。		
29-4	遊具や備品について、定期的に点検しているか。		○
	遊具や備品について、定期的な点検を行い、必要な修繕等を行っている。		
〈判断した理由・特記事項等〉 レクリエーションプログラムは毎日その日の担当職員が作成し、職員室に掲示している。安全面や職員配置を考慮しながら支援している。1日に3回自由時間を設け、子どもの希望でDVD鑑賞、マンガ、カードゲーム、体育館でのドッジボール、卓球、ポッチャ等を活動に取り入れている。野外活動は子どもの状態や職員体制もあり頻回ではないが、近隣の公園の散歩など行われている。遊具・用具の点検や衛生管理など安全面においても配慮している。			
Ⅲ-4-(3) 食事（間食を含む）			
No. 30	食事が適切に提供されているか。	a	①・b・c

30-1	1日3食の食事が提供されているか。	○	
	1日3食の食事が、適切な時間に提供されている。		
	一定期間の予定献立が作成されている。		
	栄養バランスに配慮された食事が提供されている。		
	嫌いなものも食べられるように、適切な支援をしている。		
	食事時間が、最低30分は確保されている。		
	定時に食事ができなかった子どもに対して、適切に食事が提供されている。		
30-2	食事の安全・衛生が確保されているか。	○	
	食材の検収・保管が適切に行われている。		
	調理時の衛生管理が徹底されている。		
	厨房等の調理スペースは、衛生に保たれている。		
	食器等の洗浄、消毒、保管等の衛生管理が適切に行われている。		
	調理員等は、日常の健康管理に十分配慮するとともに、毎月定期的に検便を実施している。		
	職員等による検食が適切なタイミングで行われている。		
30-3	食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか。	○	
	アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられている。		
	アセスメントができていない子どもがいることを想定した、食事アレルギー等への対応に配慮している。		
	宗教上の理由で食べられない食品への配慮が行われている。		
	子どもの年齢、体格等に応じた食事量の調整を適切に行っている。		
	体調不良の子どもに対して、個別に配慮した食事が提供されている。		
30-4	おいしく食事をするための配慮がなされているか。	○	
	食事の種類に応じてそれぞれが適温で提供されている。		
	子どもの嗜好調査等が行われ、子どもの嗜好等に配慮した食事が提供されている。		
	適切な仕様の食器が選択されている。		
	食事のときのテーブルの高さ、椅子の高さに配慮されている。		
	食堂から見えるものへの配慮がされている。		
30-5	子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか。	○	
	明るく楽しい雰囲気となるよう配慮されている。		
	食材の彩りや盛り付けなど、見た目の工夫がされている。		
	ただ食事をするだけにならないよう、食育等の取組がされている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 食事は子どもの成長に合わせ、スプーン、フォーク、箸を使用、食器も配慮したもので提供している。入所が短期ではあるが、入所中は食事が楽しめるよう調理や職員が工夫しながら取り組んでおり、子どものアンケートでは「工夫してもらっている」「美味しい」「楽しい」といった感想が多い。栄養士が食事の様子を見たり子どもからの要望を取り入れ、栄養バランスを考慮した子どもの喜ぶメニューを考案している。メニュー表には、季節の言葉やイラストが描かれており、そこからも子どもが楽しむための工夫が感じられる。</p>			
Ⅲ-4-(4) 衣服			
No. 31	子どもの衣服は適切に提供されているか。	a	@・b・c
31-1	衣服の清潔は保たれているか。	○	
	洗濯の回数・方法が適切である。		
31-2	衣習慣が身につくように支援しているか。	○	
	気候にあわせた衣服を着用するよう指導している。		
	子どもの年齢や発達段階に応じた、衣服類の管理のための指導を行っている。		
31-3	発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか。	○	
	私服を着用できるようにしている。		

	貸与の場合には、複数の服を提示し、好みのほうを選んでもらえるようにしている。		
31-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか。 肌着を使い回していない（下着は新品を使用） 気候にあわせて衣服を貸与している。 古びた衣服、穴のあいた衣服を貸与していない。 破損した場合、繕ったり交換している。		○
<p><判断した理由・特記事項等> 小学生以上は、寝る時はパジャマ、起きたらジャージを着用しており、好みの服を選ぶことはできないが、衣習慣を身につけられるよう支援している。衣服は毎日の入浴時に洗濯をしており、清潔な衣服が着用できるよう、また季節に応じて着用できるよう支援している。下着を手洗いする子どももいる。</p>			
Ⅲ-4-(5) 睡眠			
No. 32	子どもの睡眠は適切に行われているか。	a	a ・ ① ・ c
32-1	就寝・起床時刻は適切か。 発達段階に応じた睡眠時間が確保されている。 職員側の都合で睡眠時間が設定されていない（中学生等に度を越えた長い睡眠時間、年長幼児へ午睡の強要）		△
32-2	睡眠環境は適切か。 就寝時の空調温度が適切に設定されている。 清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている。 特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている。		○
<p><判断した理由・特記事項等> 受け入れ状況によって3人部屋に5人入居という場合もあり、就寝環境はあまり良好とは言えない。就寝時間の早さについて子どもから要望があり検討しているが、職員体制の都合もあり、子どもからの要望には現状応えられていない。子どもにとって睡眠は大切であるが、一般的な家庭生活と比較すると早いと思われ、遅番職員の配置など改善されていることから今後改善に期待したいところである。</p>			
Ⅲ-4-(6) 健康管理			
No. 33	子どもの健康管理が適切に行われているか。	a	a ・ ① ・ c
33-1	子どもの健康状態が把握されているか。 日々の子どもの健康状態を把握し、記録している。 子どもの健康状態がよくない場合には、子どもの状態について具体的に記録している。 医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に配慮する仕組みがある。		△
33-2	子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか。 必要に応じて健康診査を受けさせている。 体調不良やケガ等が発生した場合の対応方法が明確になっている。 応急の医薬品等が備え付けられている。 診療科目ごとに受診する医療機関がリストアップされている。 診療に必要な「受診券」が準備されている。 診察に連れて行く職員が確保できる体制になっている。		△
<p><判断した理由・特記事項等> 入所時は医師による健康診断があり、日常では起床時の検温や体調確認により健康の把握に努めている。軽微な怪我などは職員が対応しており、それ以外の必要な対応は、3階の保健師や医師の指示のもと職員が対応している。現在一時保護所に看護師が不在のため、3階の保健師に病状を説明したり受診を依頼することもある。同一建物内に保健師はいるが、一時保護所に看護師が常駐していることで子どものみならず職員の安心感にもつながると思われ、看護師の早急な確保が望まれる。</p>			
Ⅲ-4-(7) 教育・学習支援			
No. 34	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか。	a	a ・ ① ・ c
34-1	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか。 子どもの学習時間が確保されている。 子どもの希望に応じ、学習時間以外でも学習できる環境を確保している。 学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握している。 一人ひとりの子どもの学力等に応じた学習支援を行っている。 学習耐性のない子ども、精神的に不安定な子ども、基礎的な学力が身につけていない子どもには、学ぶことの楽しさや達成感などを味わうことで学習意欲を高めるための創意工夫した学習を行っている。		○

34-2	通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか。		△
	保護期間が長期化する子どもについて、一時保護委託等を含めて通学機会を確保するための十分な検討を行っている。		
	受験期や学校行事への参加など、子どもの希望や状況に応じて通学機会の確保に努めている。		
	通学させる場合には、子どもの安全に十分に配慮している。		
<p><判断した理由・特記事項等> 学習支援は教員経験のある職員が対応している。職員は、子ども一人ひとりの学力に応じてプリントを作成、指導している。入所時の学力テストの結果からその子どもの学力に応じた学習支援が行われており、子どもがつまづいたところをきっかけにして子ども一人ひとりに目を配り、学力が上がるよう支援している。通学は行われていないが、行事への参加は担当児童福祉司と連携し対応している。子どもの安全面や環境面を考慮しながら対応の可能性を模索している。</p>			
Ⅲ-4-(8) 保育			
No. 35	未就学児に対しては適切な保育を行っているか。	a	②・b・c
35-1	発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか。		○
	必要な支援を行う体制が確保されている。		
	必要な保育が提供されている。		
	子どもの年齢や発達段階に応じて提供できる保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われている。		
	子どもの年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 支援に必要な情報のもと支援方針を作成し、それに基づいた保育に努めている。メンタル面が不安定な場合等は丁寧なかかわりに努め、安心して生活でき、また基本的な生活習慣を身につけられるよう、保育士が情報共有や連携のもと支援している。子どもの発達状況で配慮が必要な場合には、医師の診断や対応方法の助言を受けるなど連携しながら支援している。</p>			
Ⅲ-4-(9) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等			
No. 36	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか。		a・b・c
36-1	子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか。		
	子どもの年齢や状況に応じ、家族に対する支援や対応に関する情報を提供している。		
	子どもへの情報提供にあたり、説明する内容やタイミング、誰から説明するかなどについて、子どもの状況を踏まえて十分に検討している。		
	面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明がしっかりと行われている。		
36-2	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか。		
	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で迅速に共有されている。		
	説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている。		
36-3	家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか。		
	一番近くで生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている。		
	子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている。		
<p><判断した理由・特記事項等></p>			

Ⅲ-5 特別なケアの実施

		自己評価	第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 性的問題への対応			
No. 37	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか。	b	a・②・c
37-1	受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか。		○
	性的問題行動の内容と背景要因を理解した上で、一時保護期間中の支援・対処方法を検討している。		
37-2	子どもの問題に応じた性教育等の支援を行っているか。		○
	異性からの性加害を受けた子供に対しては、できるだけ同性の職員が対応する等の配慮を行っている。		
	具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離感等を教えている。		
37-3	一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか。		△
	他の子どもたちと分離している。		
	分離できる設備と職員体制が確保されている。		
	教育・指導を改めて行っている。		

	他の子どもと合流する際には、他の子どもとの関係性を評価している。		
	必要に応じて、医療機関も受診させている。		
37-4	PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか。		△
	警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 性教育として他児との距離感やプライベートゾーンについて説明している。また、同性の職員が対応する等の配慮も行われているが、性的な問題が発生した際に、多職種が一堂に会しカンファレンスすることは現状できていない。同職種間での話し合いや情報収集した情報を他職種に伝え、情報共有するのみである。今後は、多職種による専門性の高い気づきや改善策等を直接話し合う機会を設けるなど、さらなる連携の強化に期待したい。</p>			
<h3>Ⅲ-5-(2) 問題行動のある子どもへの対応</h3>			
No. 38	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか。	b	a・⑥・c
38-1	他害や自傷行為の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか。		△
	受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている。		
	心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている。		
	心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている。		
38-2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか。		△
	心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している。		
	保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている。		
38-3	他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか。		△
	緊急時に必要な応援体制が確保されている。		
	緊急時には110番することが職員に周知されている。		
	他害等、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている。		
	子どもがなぜ暴言、暴力をしなければならぬところまで追詰められたのか、その気持ちを理解しようという視点で、本人への対応がなされている。		
	他の子どもとの関係にも十分に配慮した対応が行われている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 自傷・他害行為への対応マニュアルに基づき対応している。互いや自傷行為の恐れのある子どもについては、児童福祉司や児童心理司が個別に対応したり、職員と情報共有や連携することで防止に努めている。子ども本人へはその行為を責めるのではなく、子どもの気持ちに寄り添う姿勢でかかわっている。しかし、職員体制が十分でないため対応が不十分である、また月2回の係会議への職員の参加が全員ではないため情報共有が不十分と感じている職員もおり、一時保護所全体で取り組む体制づくりが必要と思われる。</p>			
<h3>Ⅲ-5-(3) 無断外出を行う子どもへの対応</h3>			
No. 39	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか。	b	a・⑥・c
39-1	無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか。		△
	受入時に無断外出を行う可能性が把握されている。		
	心理的状況や無断外出を止める方法について、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている。		
	心理的状況や無断外出を止める方法について、子どもと一緒に考えている。		
39-2	無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか。		○
	無断外出した子どもを温かく迎え入れ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、子どもが無断外出をした理由、その想いや気持ちを十分に理解し、受け止めている。		
	無断外出後には、安全確認（危険物などの持ち込みがないか、負傷していないか）や、行動確認（自傷、他害、窃盗などをしていないか）を行っている。		
	無断外出した子どもに、作業や運動などを罰として科すなどの対応をしていない。		
	無断外出を繰り返す子どもであっても、鍵のかかった部屋に入れておく、その他外出できないようにする等、子どもを拘束することをしていない。		
39-3	無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか。		○
	無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している。		
	無断外出が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちへの配慮も行われている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 防犯カメラや見守り等で対応しているが、建物の構造や消防法、職員体制等により無断外出の防止が困難であり、無断外出事例は多い。無断外出後の対応には配慮しており、面接や個別援助でその理由や想いを聴き、気持ちの理解に努め、改善策を共に探りながら支援している。再度無断外出しないよう、子どもの落ち着いた様子や表情等から早め早めの対応に努めている。現状難しいかと思われるが、ハード面での改善策も視野に入れられたい。</p>			
<h3>Ⅲ-5-(4) 重大事件に係る触法少年への対応</h3>			
No. 40	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか。	b	a・⑥・c

40-1	一定の重大事件に係る触法少年と思科される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか。 各種調査・診断を経たうえで、支援内容が決定されている。 事件の内容や、子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制がある。		△
40-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか。 他児の生活スペースから分離されている。 刺激が少ない場所にある。		
40-3	重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか。 重大事件の場合に、他児に与える影響等の検討が行われている。 他児に与える影響等を踏まえた対応が行われている。		△
<p><判断した理由・特記事項等> 他児との接触に配慮が必要な場合、児童相談所と連携して受け入れ対応している。しかし、一時保護所にトイレ付きの個室等の設備は限られ、他児と分離した適切な居室が確保されているとは言い難い面がある。受け入れとなれば、各種調査、診断のもと支援内容が決定され、一時保護プログラムにより支援が行われているが、ハード面で困難であるにもかかわらず職員の努力や工夫が垣間見える。</p>			
<p>Ⅲ-5-(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応</p>			
No. 41	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか。		a ・ b ・ c
41-1	身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか。 亡くなった理由や子どもの状況に応じて、専門家のバックアップチームによる対応を行っている。		
41-2	葬儀等に参加させているか。 子どもの状況等に応じ、葬儀等に参加できるよう努めている。		
41-3	必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか。 子どもの状況に応じ、グリーフケアやモーニングワークの取組を行っている。		
<p><判断した理由・特記事項等></p>			
<p>Ⅲ-5-(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応</p>			
No. 42	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか。	b	a ・ ① ・ c
42-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか。 被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握が行えている。 子どもの心身の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている。 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある。		△
42-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか。 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している。 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている。 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている。		○
<p><判断した理由・特記事項等> 虐待や不適切なかかわりを受けた子どもには、担当児童福祉司・児童心理司、職員が連携し支援している。そういった子どもの支援に対する知識や経験豊富な職員が全体を見ながら対応している。今年度より遅番勤務の職員が配置され、子どもの話を聞く時間が持てるようになりかかわりが増え、子どもの安定に繋がっている。心理的ケアが必要な子どもとの関わり方について一時保護所としての勉強会の実施など、さらなる取組に期待したい。</p>			
No. 43	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか。	b	a ・ ① ・ c
43-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか。 子どもの障害の状況等に関する把握が行えている。 子どもの障害の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている。 身体障害を有する子どもの受入を行うにあたり、バリアフリーや設備等のハード面での環境整備や工夫が行われている。 身体障害や知的障害を有する子どもの受入を行うにあたり、介助を含んだ生活支援が行える体制がある。 発達障害を有する子どもの受入を行うにあたり、刺激のコントロールが行える環境や体制がある。 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある。		△

	受入可否の判断基準と対応が明確になっている。		
43-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか。 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している。 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている。 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている。 個別の日課や支援計画に、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている。		△
43-3	障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組がなされているか。 障害への理解を深めるための取組がなされている。 障害の有無に関係なく、互いを尊重しあう人間関係づくりの工夫などが行われている。		△
<p><判断した理由・特記事項等> 身体障害児の受け入れは、一部バリアフリーではあるが、お風呂やトイレ等ハード面において十分な環境とは言えない。障害のある子どもの受け入れの際は、事前に対応可能な児童相談所と協議し判断することが多い。実際に一時保護所を見てもらうなどして早めの対応を心がけ、対応可能な施設に紹介することもある。心理的ケアが必要な子どもには医師や児童心理司から必要な助言を受けている。職員だけでなく子どもも障害や自立支援に関する理解を深めたりできるような勉強会などがあると良いのではないだろうか。</p>			
No. 44	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか。	a	a ・ ① ・ c
44-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか。 子どもの健康の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている。 定期的な注射等の医療行為など、日常生活における必要な支援や対応が行える体制がある。 職員間での情報共有や観察・管理を徹底するための取組が行われている。 子どもの健康状況に応じ、想定される緊急時の対応が明確になっており、職員間で共有されている。 受入可否の判断基準と対応が明確になっている。		△
44-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか。 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している。 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている。 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている。 個別の日課や支援計画に、日常的な服薬管理、ホルモン剤やインシュリン等の定期的な注射や吸入などの対応や、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている。 個別の日課や支援計画に、日常生活において留意すべき疾病やその対応方法等が明記されている（エピペンが処方されている等の重度のアレルギー、血友病、日光禁止の疾病など）		△
44-3	服薬管理や医療行為は適切に行われているか。 飲み忘れや誤薬等が発生しないような工夫が行われている。 必要な医療行為が適切に行われるよう、職員配置や対応に関する職員研修等の実施などの体制確保を行っている。		△
<p><判断した理由・特記事項等> 入所時には健診を行い、健康上配慮が必要な場合は医師の指示のもと支援を行っている。ホルモン注射などの医療行為が必要な場合は児童相談所の保健師に対応をお願いしている。服薬はトリプルチェックを実施しているが飲み忘れ等のミスがあり、ヒヤリハットで原因を探り改善に向けた取組が行われている。一時保護所内の看護師不在により職員への負担増や子どもの安全面において影響が大きいと感じられ、早急な改善が望まれる。</p>			

Ⅲ-6 安全対策

		自己評価	第三者評価結果
Ⅲ-6-(1) 無断外出防止及び発生時対応			
No. 45	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか。	a	① ・ b ・ c
45-1	無断外出があった場合の対応は明確になっているか。 無断外出があった場合の対応は明確になっている。 無断外出があった場合には、職員自ら子どもの発見・保護に努めている。 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している。 無断外出があった場合には、必要に応じ、警察署に連絡して、発見・保護を依頼している。 無断外出した子どもが、他の都道府県等に一時保護された場合の移送あるいは引き取りについて、子どもの福祉を十分に勘案して決定している。		○
45-2	無断外出の未然防止に努めているか。 無断外出の可能性のある子どもの把握が行えている。		○

保護所の構造上、無断外出の可能性のある場所について、管理体制を強化するなどの工夫を行っている。

<判断した理由・特記事項等> 消防法上非常口は中から開けられる構造になっており、施錠はできない決まりである。無断外出防止のため防犯カメラを設置し、無断外出に備え、子どもの服装、身長、特徴などを把握できるようにし、実際に起きた場合は、他の職員や警察に確実に伝えられるようにしている。また、死角になる場所を見渡せる位置に常時職員を配置した。ハード面では改善の余地があるが、子どもの落ち着かない様子や普段と違うところは職員で情報を共有し防止に努めている様子が窺える。

Ⅲ-6-(2) 災害時対策

No. 46	災害発生時の対応は明確になっているか。	b	a・㉔・c
46-1	火災時の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか。 具体的な避難計画が作成されている。 避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮が行われている。 防災カーテンの設置など、設備上の火災等の発生防止を行っている。 避難動線が確保されており、非常口が塞がれていない。 消火器及び消火栓が稼働することが確認できる。		△
46-2	避難訓練を毎月1回以上実施しているか。 避難計画に基づく避難訓練が実施されている。		△
46-3	日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めているか。 緊急事態発生時に連携が必要であると想定される関係機関の連絡先が明示されている。 緊急事態発生時の関係機関との連携について、その具体的な方法、手順等が明確になっている。		○

<判断した理由・特記事項等> 災害発生時の緊急対応マニュアルや避難経路図により、災害時の体制が明確となっている。避難訓練は現状毎月実施できていない。火災や災害等の万が一に備え、日頃からすぐに動くことができるような定期的な訓練は必要であり、初動動作、非常時の消防活動、救命救急等、時には消防署や警察署協力のもと実施を検討されたい。

Ⅲ-6-(3) 感染症対策

No. 47	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか。	a	a・㉔・c
47-1	感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか。 一時保護開始時に、子どもの感染症の有無や可能性を把握している。 子どもが感染症を有している場合又は有する可能性がある場合には、他の子どもから隔離する、必要な治療を行うなどの対応が行えている。 ノロウイルスやインフルエンザなど、季節的な流行のある感染症について、その発生を防止するための取組が行われている。		△
47-2	感染症が発生した場合の対応が明確になっているか。 感染症発生時について、マニュアル等によりその対応が明確になっている。 感染症が発生した子どもを隔離するための静養室などの設備がある。 季節や症状等から予測して適切な対応が行えるよう、必要な消毒剤等が準備されている（ノロウイルス発生時のための次亜塩素酸ナトリウムなど）		○

<判断した理由・特記事項等> 感染症予防のマニュアルが作成され、感染症の流行前には勉強会を行うなど予防対策に努めているが、常駐の看護師が不在のため勉強会は行われていない。手洗いや消毒、換気は随時行っている。感染症発生時は、保健室を隔離室にして対応できる職員の指示で処置を行っているが、現在は看護師不在のため、児童相談所の保健師に依頼している。感染症に関する職員の勉強会の実施や看護師不在時の対応について検討されたい。

Ⅲ-7 質の維持・向上

		自己評価	第三者評価結果
No. 48	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか。	b	a・㉔・c
48-1	マニュアル等が作成され、諸君全体で共有や確認できる体制があるか。 養育・支援全般にわたって定められたマニュアルがある。・基本的な相談支援に関する事項・養育・支援実施時の留意点・子どものプライバシーへの配慮・設備等の一時保護所の環境に応じた業務手順 リスク管理に関して定めたマニュアルがある。・想定されるリスク・未然防止策と発生時の対応 各マニュアルの目的に応じて活用されている（マニュアルの内容に関する研修の実施、職員の執務スペースなどへの設置等）		△
48-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか マニュアルの内容に関する研修が実施されている。 職員の執務スペースなど、必要な時にいつでも職員が確認できるよう工夫されている。		△

	その他、各マニュアルの目的に応じた活用の工夫がある。		
48-3	マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか。 定期的チェックを行う仕組みがある。 SVIによる確認が行われている。 マニュアル等に基づくケア等が行われている（マニュアルが形骸化していない）		○
48-4	マニュアル等の内容について見直し等が行われているか。 必要に応じて、マニュアル等の見直しが行われている。 定期的に見直しを行う仕組みがある。 マニュアル等の見直しに当たり、ボトムアップの仕組みがある（担当者が定められている、職員の意見を反映する仕組みがなど）		△
<p><判断した理由・特記事項等> マニュアルは年度末に見直しをしているが、マニュアルの実効性や活用状況は職員により差が見られる。また、リスクマネジメントや子どもへの配慮等についても差があるという意見もある。現状に沿ったマニュアルとなるよう職員の意見を反映させた見直しの実施とマニュアルについて職員への研修もあとが良い。</p>			
No. 49	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか。	b	a ・ ⑥ ・ c
49-1	自己評価が定期的に行われているか。 自己評価を定期的実施している。		○
49-2	外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか。 外部評価を定期的受けている。		
49-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか。 評価結果や苦情相談内容を、質の向上のための取組につなげていく仕組みがある。 評価結果及び苦情相談内容に基づく質の向上を行った実績がある。		△
49-4	職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか。 PDCAサイクルを恒常的に実施する仕組みがある。 PDCAサイクルに基づく、質の向上を行った実績がある。 PDCAサイクルに全職員が参画するなど、組織的な取組とするための工夫が行われている。		△
<p><判断した理由・特記事項等> 第三者評価は今年度初めての受審である。自己評価は定期的に行われており、その結果をデータ化し記録しているが、結果やそこからの課題を職員で共有することは行われていない。そのためPDCAサイクルに基づいた組織的・計画的・継続的な改善に繋がってはいない。保育士と指導員といった横の連携がやや希薄と感じるため、組織全体で取り組むための体制づくりに期待したい。</p>			

評価対象Ⅳ 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

Ⅳ-1 アセスメントの実施

		自己評価	第三者評価結果
Ⅳ-1-(1) 保護開始時			
No. 50	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか。	b	a ・ ⑥ ・ c
50-1	一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか。 可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組が行われている。 必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている。 保護開始時に必要な情報が得られていない場合には、保護開始後も関係機関等との連携により、迅速な情報収集に努めている。		△
50-2	集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか。 集団生活に関する子どもの健康状態等についての確認を行っている（アレルギーの有無、ワクチンの接種状況、感染症等の有無など） 保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている。		○
<p><判断した理由・特記事項等> 通常は担当児童福祉司との連携や保護票で把握できるが、緊急の場合や時間外等担当児童福祉司が不在の場合には、取り急ぎ命にかかわる内容（アレルギーや持病、薬等）について子どもや必要に応じて保護者に連絡する等して対応し、情報は朝夕の引継ぎ等で共有している。一方、職員からは不十分との声も多いことから、迅速かつ正確な情報共有については課題と思われる。コロナ禍では集団生活における感染リスクを考慮し、入所後12時間以上個室で待機、その後面接するなど配慮した。医師や建物内の保健師とも連携するなど必要な対応は行われている。</p>			

No. 51	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
51-1	チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか。 関係機関との総合的なアセスメントが行われている。 保護開始時に十分なアセスメントができていない場合には、保護開始後に迅速にアセスメントが行われている。		△
51-2	総合的なアセスメントに基づく個別援助指針（援助方針）が策定されているか。 総合的なアセスメントに基づく援助方針が策定されている。 虐待の影響による症状が出ている場合には、生活の中での治療を第一選択としている 子どもの状況及び支援指針を各職員が把握できている。		△
<p><判断した理由・特記事項等> 担当の児童福祉司と連携し子どもの情報共有が行われている。援助方針は担当児童福祉司が作成しているが、リアルタイムで作成されていないことが多く、口頭でのやりとりが多くなっており、児童福祉司と担当指導員、担当保育士の共有は行われているが、その他職員とは月2回の係会議での共有となっている。子どもにかかわる職員は担当指導員だけではないため、児童福祉司と職員全員が援助方針を迅速に共有できるような仕組みがあると良いと思われる。</p>			

IV-2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

		自己評価	第三者評価結果
No. 52	援助指針に沿った個別ケアを行っているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
52-1	個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか。 子ども一人ひとりの援助指針に沿ったケアが行われている。 子どもに関する面会、電話、手紙等への対応は、個別援助指針（援助方針）に沿って行われている。 援助指針は子どもの状況に応じた個別ケアが大前提となっている。 個別対応が必要な場合には、個別対応プログラムを作成している。 集団生活を送る上でのルールについて、子どものそれぞれの事情に配慮した対応を行っている。		△
<p><判断した理由・特記事項等> 援助方針は児童福祉司が作成しているが、一時保護所への周知が行き届いていない現状が見られる。援助方針があれば月2回の係会議で共有している。ハード面や職員体制などの都合により個別ケアが難しいことが多いが、できる限りの対応に努めている。児童福祉司が手が回らず、一時保護所の養育・支援に影響が出ている点は早急な改善に努められたい。</p>			
No. 53	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか。	a	a ・ ㉔ ・ c
53-1	子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか。 子どもとの関わりを通じ、子どもの言動・特徴・感情、過去の経験や家族関係を含めた、子どもの理解に努めている。 一時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っている。 子どもが問題行動を表出した場合には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などと関連性を吟味している。		△
53-2	子どもの変化に応じた支援が行われているか。 子どもとの関わりの中で把握した子どもの状況や変化に応じた養育・支援を行っている。 子どもの状況や変化により、必要に応じて個別援助指針の見直しを行うための仕組みがある。		○
<p><判断した理由・特記事項等> 子どもとの関わりの中で変化等があれば、保育士ノートや引継ぎで記録やメモに残し共有、対応策については係会議で検討し、緊急時はその都度検討している。必要に応じて担当児童福祉司と連携して聞き取りをしてもらうこともあり、担当児童福祉司が援助方針に反映させているが、スピード感は感じられない。また、一時保護所では子どもの変化に応じてその都度支援の検討や実施が行われているが、行動観察の実施については改善の余地が見られる。適切な支援方針に導くためにも十分な行動観察の実施と援助方針への迅速な反映が望まれる。</p>			

IV-3 子どもの観察

		自己評価	第三者評価結果
IV-3-(1) 子どもの観察			
No. 54	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
54-1	子どもの全生活場面について行動観察を行っているか。 子どもと定期的に面談等を行っている。 種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している。 担当者に限らず、様々な職員の視点から行動観察が行われている。		△

54-2	子どもの行動観察の結果を記録しているか。	○
	子どもの日々の様子が記録されている。	
	客観的事実を所見が区分して書かれている。	
	子どもに関する記録は、子ども別のノートやファイルに書かれている。	
<p><判断した理由・特記事項等> 子どもとの定期的な面談は行われていないが、生活の様々な場面での子どもとの関わりで子どもの状況把握に努めている。特に行動観察が必要な子どもの行動観察票は、担当以外の職員や学習担当指導員等の意見を反映させながら作成し、係長に提出・チェック、担当児童福祉司に提出している。日々の子どもの様子は個人別フォルダに記録され、客観的事実と所見の記載が確認できた。しかし、行動観察の実施や記録の書き方の統一、記録作業の効率化等についてはまだ改善の余地がある。</p>		
IV-3-(2) 観察会議等の実施		
No. 55	観察会議が適切に行われているか。	b a・ ① ・c
55-1	職員は、業務引継を適切に行っているか。	○
	子どもの状況について、職員が十分に把握できている。	
55-2	観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われているか。	△
	週1回の観察会議を実施している。	
	観察会議では、子どもの行動観察結果及び子どもの意見、そこから考えられる行動の背景、援助方針について確認し、行動診断を行っている。	
	観察会議には、担当の児童福祉司や児童心理司等が参加している。	
	観察する上で、長所（ストレンクス）と短所（課題）の両面を意識している。	
	観察会議を適切かつ効果的に行うための工夫がされている。	
	観察会議の結果が判定会議に提出されている。	
<p><判断した理由・特記事項等> 子どもの情報を共有する仕組みとして、朝夕の引継ぎ、保育士ノート、月2回の係会議等を設けている。月2回の係会議内で観察会議を実施し、現状や今後の方針について担当職員の所見のほか、他の職員の意見をもとに検討している。この観察会議に担当児童福祉司や児童心理司の参加はないが、児童相談所所長はできるだけ参加している。会議の回数や時間、参加人数に限られており、すべての子どもについて実施することが難しい点は理解できるが、より多くの子どもについて実施できるような仕組みの検討は必要かと思われる。</p>		

評価対象V 一時保護の開始及び解除手続き

V-1 開始手続き

		自己評価	第三者評価結果
V-1-(1) 保護開始に関わる支援・連携			
No. 56	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか。	a	① ・b・c
56-1	子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか。		△
	一時保護を行うにあたり、必要となる可能性のある支援が明確になっている。		
	必要となる可能性のある支援について、その対応や留意点等が明確になっている。		
	健康診断等の受診が必要な場合、受診させている。		
	子どもや保護者に対する説明等において、必要な支援を行っている。		
	その他、必要と思われる支援について、関係機関との連携のもと、必要な支援を行っている。		
56-2	日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか。		○
	日用品、着替え等も持ってない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給または貸与している。		
	支給または貸与は、初日に行えるよう準備されている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 保護開始時は、担当児童福祉司と連携し、受け入れにあたり必要な情報の共有が行われている。保護者への対応は担当児童福祉司が対応しており、一時保護所は子どもへの必要な支援に努めている。入所時に持ち込み可能なものは限られており、一時保護所内の服（ジャージ・パジャマ・靴下）、履き物、生活用品（歯ブラシ・コップ・歯磨き粉等）、学習用品（筆記具・プリント等）は貸与できるよう整えている。</p>			
V-1-(2) 子どもの所持物			
No. 57	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか。	b	a・ ① ・c
57-1	子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか。		
	子どもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮されている。		
	子どもの状況や子どもからの聞き取り等により、子どもにとって心理的に大切なものが何かを確認している。		
57-2	一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか。		○

	子どもの所持する物について、一時保護期間中のルールについて、丁寧に説明している。	
	所持品簿を作成している。	
	現金等の貴重品が適切に管理されている。	
57-3	子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか。 必要に応じ、保護者等に返還している。 違法なものを所持していた場合は、速やかに警察に連絡をしている。	○
<p><判断した理由・特記事項等> 入所中に子どもが所持しているものについては記名等行い、お風呂用品等は個人ロッカーにて保管している。個人ロッカーは紛失防止のため、夜間は施錠できるようにした。子どもが持ち込めるものは限られており、子どもにとって心理的に大切な物については認められていない。紛失や他児とのトラブル等の懸念は理解できるが、子どもの心の安定や権利擁護の面からも今後検討されたい。</p>		

V-2 解除手続き

		自己評価	第三者評価結果
V-2-(1) 保護解除に係る支援・連携			
No. 58	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか。	a	a ・ ⑥ ・ c
58-1	一時保護の継続判断を行うために、必要な情報を提供しているか。 一時保護の継続判断を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である。 情報提供は適切なタイミングで行われている。		△
58-2	一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか。 成育歴、強み・長所、継続的に取り組むべき事項等について、一時保護中に得られた子どもに関する情報について、施設職員や里親等に情報提供している。 その他、保護解除後も継続的な支援を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である。 施設職員や里親への情報提供は適切なタイミングで行われている。 保護所の職員から施設職員や里親に引継ぎやカンファレンスが適切に行われている。 情報提供すべき内容が的確に伝わるよう、情報提供の方法などを工夫している。		△
<p><判断した理由・特記事項等> 一時保護の継続判断のため行動観察票を作成し提出している。担当児童福祉司からの依頼や必要に応じて一時保護所として情報を提供しているが、同一建物内にいる担当児童福祉司が直接子どもに会う機会を増やすことで職員からの情報と相まってより子どもの現状を把握することができると感じる。また、記録や情報について電子化することで、スピーディかつ適切な情報共有に繋がることから、そういった体制の整備も検討されたい。</p>			
V-2-(2) 子どもの所持物			
No. 59	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか。	a	① ・ b ・ c
59-1	子どもの所持物は、一時保護解除時に返還しているか。 所持物の返還時には、受領証を徴している。		○
59-2	子ども以外の者への返還は、適切に行われているか。 子どもが所持することが子どもの福祉を損なう恐れのある物は、保護者等に返還している。 子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな所管物は、その権利者に返還している。 触法事件に関する物の権利者への返還にあたっては、警察と協議の上、返還を決定している。 権利者への返還にあたっては、権利を有しているかについて、各種資料に基づき慎重に行っている。 一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合には、保護者等の遺留物受領人に交付している。		○
<p><判断した理由・特記事項等> 子どもの所持物は入所時に所持品簿を作成しており、退所時に子どもと確認しながら返却している。また、職員も退所時チェックリスト（ロッカーに入りきらなかった物、薬、作品、傘等）をチェックしながら返却モレがないよう徹底している。倉庫が小さいため入所時にできるだけ私物を減らすよう配慮もあり、現状返却忘れは無い。子ども以外の物への返還は、児童福祉司が対応することとなっている。</p>			